

第 2 章 子どもや子育て家庭への支援

第 1 節 子どもの成長に応じた支援

1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

【現状と課題】2-1-1

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な人からの子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育ての知識や経験に乏しく、孤立感や負担感を感じる保護者が多くなっています。

地域における子育て支援の充実が求められる中、子育て親子の交流や情報提供を行う地域における子育て支援拠点や、子育て支援機能を有する認定こども園 制度が増えており、今後はその支援の質の全体的な向上を図る必要があります。

【具体的施策】2-1-1

子育て家庭の交流、育児に関する相談、子育てサークル の支援などを行う「地域子育て支援拠点 」については、職員の資質向上のための研修会を実施します。また、子育て家庭に対して支援制度の情報提供を行う「利用者支援事業」や、地域の多様な世代・団体との協働による親子の育ちを支援したり、訪問支援等を行ったりする「地域支援事業」の取り組みを促進し、その機能の強化に努めます。

【2-1-1、2-3-2(1)掲載】(こども未来課)

ファミリー・サポート・センター の設置を促進します。また、子育てがひと段落した世代を中心とした援助会員の拡大に取り組みます。

(こども未来課)

幼稚園、保育所、認定こども園において、全ての子ども・子育て家庭に、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などを行う子育て支援事業を推進します。

(こども未来課)

妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために、市町における子育て世代包括支援センター の設置や、きめ細かな相談支援を行う体制の整備を促進します。

【1-1、2-1-1 掲載】(こども家庭課)

インターネット等を活用し、子育てに関する相談支援を強化します。

(こども未来課)

【数値目標】2-1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
こども家庭センター設置市町数	R4	0市町	R6	7市町

2 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】2-1-2

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成 24 年に子ども・子育て関連三法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化等の社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育ニーズは多様化しています。このため、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児の増加が見込まれ、その幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援体制が必要です。

子ども・子育て関連三法においては、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うため、都道府県に対して当該給付等が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じることを求めています。

令和元年 10 月にスタートした幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに等しく幼児教育・保育を受ける機会を実質的に保障する意義がありました。これにより、全ての子どもたちが幼児期に生きる力の基礎を身に付けるよう、質の高い教育・保育を提供する必要がますます高まっています。

質の高い教育・保育の提供には従事する者の確保、資質の向上が必要です。

幼児教育から小学校への円滑な接続のために、保育所、幼稚園等と小学校や家庭、地域との連携等による子育て支援や、社会全体で取り組む連携・協力体制の整備が求められています。

全国で保育所等における園児のバス内への置き去りの事故等が発生している状況に鑑み、保育所等の安全管理がより一層徹底されることが必要です。

【具体的施策】2-1-2

地域の実情に応じた質の高い教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町と連携して提供体制を確保し、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

(こども未来課)

子ども・子育て支援法に基づき国が定める基本指針に従い、市町子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、次の表のとおり、教育・保育の提供体制を整備します。

- ・ 教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保に係る県が定める区域は、市町の区域とします。
- ・ 教育・保育及び地域型保育等の提供ができるよう、必要な教育・保育及び地域型保育を行う者を確保していきます。

(こども未来課)

【各年度における教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保】

(県計 : 人)

年齢区分・認定区分・施設区分		R1 実績	R2	R3	R4	R5	R6	
3～5 歳 児 (1号認定 2号認定)	量の見込み	32,993	33,238	32,371	31,619	30,481	29,619	
	1号認定	/	11,216	10,752	10,353	9,297	8,886	
	2号認定		22,022	21,619	21,266	21,184	20,733	
	確保方策		36,861	36,624	36,599	36,417	36,190	
	特定教育・保育施設		31,878	31,642	31,617	32,179	31,952	
	1号認定		10,181	10,013	9,944	10,018	9,957	
	2号認定		21,697	21,629	21,673	22,161	21,995	
	その他の施設		744	743	743	493	493	
	確認を受けない幼稚園		4,239	4,239	4,239	3,745	3,745	
	0～2 歳 児 (3号認定)		量の見込み	18,496	17,608	17,576	17,522	16,893
確保方策			/	17,829	18,222	18,568	18,272	18,585
特定教育・保育施設		17,028		17,422	17,767	17,393	17,707	
地域型保育		356		355	356	361	360	
その他の施設		445		445	445	518	518	
教育・保育に従事する者の必要見込人数	6,628	6,437		6,369	6,305	6,079	6,026	
教育・保育に従事する者の確保方策		6,437	6,369	6,305	6,079	6,026		
教育・保育の確保方策に関して県が定める数 (2号認定)		設定しない						

量の見込みにおける「1号認定」には、2号認定が見込まれる者のうち、教育ニーズが高く、1号認定を希望すると見込まれる者を含む。

「その他の施設」に含まれるもの

- ・ 離島・へき地等で実施する地域型保育事業 (小規模保育事業・事業所内保育事業等) において特例給付の対象となる満 3 歳以上児に係る定員相当数
- ・ 子ども・子育て支援法に基づき実施する特例保育
- ・ 上記以外のへき地保育施設
- ・ 認可化移行総合支援事業補助対象施設

「教育・保育の確保方策に関して県が定める数」とは、既存施設の認定こども園への移行を促進するため、各施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて、これらの施設が認定こども園に移行するために必要となる利用定員数を定めるもの。

地域型保育事業において乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、市町と連携して、地域型保育事業者が連携協力を行う連携施設を確保できるよう支援します。

(こども未来課)

教育・保育及び地域型保育の利用を希望する者が、就労の状況など生活の実態に応じて施設等を選択できるよう、必要に応じて関係市町と協議及び調整等を行います。

(こども未来課)

幼稚園、保育所、認定こども園において、それぞれが積み上げてきた経験の共有と相互理解のための連携を促進します。

(こども未来課)

認定こども園法の改正により、単一の施設として学校及び児童福祉施設の法的位置付けがなされた幼保連携型認定こども園への移行を、市町と連携して支援します。

(こども未来課)

離島・過疎地域においては、地域の特性に応じた小規模保育施設や認定こども園の設置など、教育・保育の確保に努めます。

(こども未来課)

一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービスの充実に努めます。

【2-1-2、3-2 掲載】(こども未来課)

保育所等が通訳を活用する場合の補助や保育士の追加配置にかかる補助の活用を促すなど、外国につながる幼児を受け入れる教育・保育施設を支援します。

(こども未来課)

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育士養成施設と連携し、学生に対する、保育所等への現地見学や就職面談会など保育所等への就職促進を図ります。

(こども未来課)

県及び市町が連携して、幼児教育の振興及び子どもの健康・安全の確保、職員の研修体制の充実、処遇改善、地域の関係機関との積極的な連携・協力の推進などを進め、生きる力の基礎を培う幼児期の教育・保育の充実と保育環境の改善・充実に努めます。

(こども未来課)

発達障害を含む障害のある幼児に対するきめ細かな対応を推進するため、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び指導計画の作成など、適切な支援体制の整備を推進します。

(こども未来課)

幼保小連携の研究成果の普及に努めるとともに、幼保小連携のための協議会設置など、市町レベルの推進体制の整備を図るよう働きかけます。また、発達において特別な配慮を要する幼児について、幼児教育相談の実施等により小学校以降の学習・生活への円滑な接続のための支援体制の整備に努めます。

(こども未来課、義務教育課)

県等が広域に、教育・保育に関する調査研究、教育・保育に携わる者の研修、市町及び教育・保育施設等に対する情報の提供及び助言その他必要な施策を総合的に実施するための拠点(「幼児教育センター」という。)を活用し、域内全体の幼児教育・保育施設の質の向上を図ります。

(こども未来課)

保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者(「幼児教育アドバイザー」という。)の育成・配置を推進します。

(こども未来課)

【数値目標】2-1-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
保育所待機児童数	R1	70人	毎年	0人
一時預かり実施施設数	H30	482箇所	R6	490か所
病児・病後児保育実施施設数	H30	40箇所	R6	45か所
認定こども園の設置数	H30	154か所	R6	177か所

3 安全安心な放課後の居場所づくり

【現状と課題】2-1-3

近年、共働きが増え、子育てと仕事の両立支援の必要性が増大していることを背景に、放課後児童クラブ 設置のニーズがますます高まっています。

放課後児童クラブについては、市町子ども・子育て支援事業計画 に基づき、効率的かつ計画的に整備を行う必要があり、本県では、学校施設内で行われている放課後児童クラブの割合が全国平均を大きく下回るとともに、保護者の要望も大きいことから、地域の実情を踏まえながら、公有財産の活用等により、放課後児童クラブの設置を推進する必要があります。

児童館 は、幅広い児童の健全育成を目的とした児童福祉施設であり、「遊び」を中心として、地域に密着した活動が求められています。

安全・安心な活動拠点（居場所）となる地域子ども教室 の更なる充実を図るため、コーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努める必要があります。

全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる総合的な放課後対策に取り組む必要があります。

【具体的施策】2-1-3

授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成活動を行うとともに、就労している保護者のニーズに対応するため、放課後児童クラブの質や量の充実に努めます。

【2-1-3、3-2 掲載】（こども未来課）

放課後児童クラブの実施のため、小学校の余裕教室等の改修や学校敷地内専用施設の設置等に必要な経費の補助を実施します。

（こども未来課）

長崎県児童館等連絡協議会を通して、児童館職員の資質向上のための研修や全国の先進的な取組の情報提供などを行います。

（こども未来課）

放課後児童クラブの指導員に対する研修については、放課後児童支援員になるための研修を、県内の全てのクラブにおいて必要な有資格者を確保できるように実施するとともに、現任職員に対して資質向上を図る研修を実施し、優れた人材の養成や確保及び専門性の向上等に努めます。

（こども未来課）

地域の様々な人々の協力を得て、放課後や土曜日等における子どもの安

全・安心な活動拠点（居場所）を提供するため、地域子ども教室のコーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努めます。また、合同研修会の開催などにより、放課後児童クラブ と地域子ども教室 の連携を推進していきます。

【2-1-3、2-1-4(2)掲載】(こども未来課、生涯学習課)

市町において「新・放課後子ども総合プラン」の円滑な取組促進が図られるよう、県内の放課後対策の総合的なあり方についての検討の場として、「放課後子ども総合プラン推進委員会」を設置します。

【2-1-3、2-1-4(2)掲載】(こども未来課、生涯学習課)

【数値目標】2-1-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
放課後児童クラブの設置数	H30	447 箇所	R6	460 箇所
子どもたちにとって豊かで有意義な環境づくりに機能していると指導者・関係者が自己評価する「地域子ども教室」の割合	H30	98.5%	R5	100%

4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成

【現状と課題】2-1-4(1)

これから子どもたちが活躍する未来は、グローバル化やAI に代表される技術の急速な進展などにより、予測困難な社会の到来が予想されています。学校教育においては、次代を生き抜く子どもたちが、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、未来を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けさせることが重要です。

全国学力・学習状況調査の結果から、本県の児童生徒については、各教科の基礎的な知識や技能の確実な定着を図り、習得した知識や技能を活用し思考力や判断力、表現力を高めることが課題となっており、小・中学校においては、この調査を踏まえた学力向上プランを作成して授業改善に取り組んでいます。

高校生においては、多様化する進路希望に応えられるよう、高等学校段階で身に付けるべき資質・能力を確実に育成するために、探究的な学びを充実させていく必要があります。

国際社会や異文化を理解し、自分の考えや意見を自ら発信し、行動する態度や能力を身に付けるために、外国語によるコミュニケーション能力の育成を推進していくことが求められています。小学校の3、4年生においては外国語活動を、5、6年生においては外国語科を実施しており、中学校ではコミュニケーション能力の更なる向上を図っています。高等学校では、学習指導要領に基づき、英語で行うことを基本とした授業づくりを進めています。

I o T や A I 等の発達をはじめとする情報技術革新が一層進展し、生活を大きく変えていく社会の到来が予測される中、教育の情報化(ICT)をさらに推進し、電子黒板 やタブレット P C などの I C T 機器を活用した効果的な授業実践により、児童生徒の学力向上及び情報活用能力の向上を図りながら、情報化社会にしっかりと対応していける能力を身に付けさせる必要があります。また、インターネットや S N S 等を媒体にした子どもを巻き込む事件が増加していることから、情報モラル教育を一層推進していく必要があります。

【具体的施策】2-1-4(1)

県学力調査(小学校:国語・算数・理科、中学校:国語・数学・英語)を実施し、全国学力・学習状況調査(小学校:国語・算数・理科、中学校:国語・数学・英語・理科)の結果とともに本県の子どもたちの課題や改善策を明らかにし、県及び市町教育委員会の協働体制のもと、各小・中学校における授業の充実・改善を図ります。

(義務教育課)

少人数学級編制や少人数指導等、きめ細かな指導を充実し、子どもたちの理解の状況や習熟の程度に合わせたティーム・ティーチングや習熟度別学習等により、子どもたちの学力向上に努めます。

(義務教育課)

小・中学校においては、市町教育委員会や関係機関と連携しながら、異文化交流を含む先進的な取組等を推進するとともに、教員を対象とした研修を充実させることにより、児童生徒の英語による発信力の強化を目指します。高等学校では、小・中学校で身に付けた基礎を踏まえ、授業の改善を図るとともに、生徒たちの英語によるコミュニケーション能力を育成するための更なる取組を行います。

(義務教育課、高校教育課)

高等学校においては、各学校で育成すべき資質・能力を明確にし、学びの基礎診断等を活用しながら、生きて働く「知識・技能」の確実な習得を図るカリキュラム・マネジメントを実現します。また、1人1台端末や電子黒板、実物投影機などのI C T 機器を活用しながら授業改善を進め、すべての教科・科目において探究的な学習を推進します。さらに、「社会に関わられた教育課程」の理念の実現を目指すために、地域や社会とのつながりを

意識した学習を進め、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
(高校教育課)

小規模高校等への遠隔授業の配信など、ICT を活用して学校が所在する地域に関わらず多様な学びの選択肢を提供するとともに、個々の生徒の興味・関心や習熟度に応じた学びや、他校や学校以外の場所ともつながる協働的な学びを実現します。

(教育 DX 推進室)

子どもたちがインターネットや SNS を適切に活用し、必要な情報を収集したり、発信したりする能力を育成するとともに、子どもたちの情報モラルも育成していきます。

(児童生徒支援課)

(2) 豊かな心の育成

【現状と課題】2-1-4(2)

「長崎県児童生徒の社会性規範意識に関する調査」によると、本県の子どもの社会性・規範意識については、高い状態を維持しています。一方で、全国的にも問題となっているいじめや、いじめによる自殺については、本県においても対応しなければならない喫緊の課題となっています。

様々な体験活動を通じて、社会性や規範意識を身に付け、豊かな心を育ていくために、異年齢の子どもや地域の方々と交流し、自然や伝統・芸術文化などに触れるとともに、体験活動を通じふるさと長崎県を再認識することは重要なことです。また、県立青少年教育施設を活用した安全で充実した体験活動等を提供するとともに、活動を支援する指導者の確保と資質向上を図ることが必要です。

学校における子ども読書活動を推進するために、学校司書の配置に係るモデル事業の実施により、学校図書館担当職員の資質向上や学校図書館の機能の充実・強化に努めてきた結果、子どもの読書量の増加や学校司書等の配置の増加等、一定の成果が現れています。主体的な学びや言語活動の充実を図るために、学校図書館を授業の中で積極的かつ組織的に活用することや、家庭・地域・学校が連携し、不読者率(1か月に本を1冊も読まなかった児童生徒の割合)の維持や家庭読書の推進に取り組むことが必要です。

【具体的施策】2-1-4(2)

「生命尊重」や「思いやりの心」「規範意識」の育成については、道徳教育の実践事例を紹介するなど、命のつながりや家族の絆に対する意識を高め、全ての人間や命あるものを尊重し、大切にしようとする心を育みます。ま

た、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「長崎っ子さわやか運動」の充実を図り、学校・家庭・地域がともに道德教育に取り組む教育環境づくりを推進するとともに、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など公共の精神を育成します。さらに、いじめや差別・偏見を受けた人々の苦しみや悲しみをしっかり感得する人権教育の推進、被爆県として原爆や戦争の悲惨さと平和の尊さを十分に理解するような平和教育の推進にも取り組みます。

(義務教育課、高校教育課、児童生徒支援課)

地域の様々な人々の協力を得て、放課後や土曜日等における子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を提供するため、地域子ども教室のコーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努めます。また、合同研修会の開催などにより、放課後児童クラブと地域子ども教室の連携を推進していきます。

【2-1-3、2-1-4(2)掲載】(こども未来課、生涯学習課)

市町において「新・放課後子ども総合プラン」の円滑な取組促進が図られるよう、県内の放課後対策の総合的なあり方についての検討の場として、「放課後子ども総合プラン推進委員会」を設置します。

【2-1-3、2-1-4(2)掲載】(こども未来課、生涯学習課)

自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている県立青少年教育施設の活用促進に努めます。また、青少年教育施設での体験活動指導者養成に係る研修を奨励するとともに、県立青少年教育施設や公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間との交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換を支援するほか、ホームページでの体験活動の紹介に加えて、体験活動の指導者による現場の声なども発信していきます。

(生涯学習課)

我が国や郷土の歴史、伝統文化について理解を深める取組を充実するとともに、「しま」のよさを再認識する体験活動の推進とふるさと長崎県を再認識することができるふるさと教育を推進します。また、地方創生型探究学習や、地方企業等との協働・連携によるイベントの企画運営などを通じて、母校愛・郷土愛を育み、本県の活性化に貢献しようとする人材の育成を行います。

(義務教育課、高校教育課、生涯学習課)

学校や地域において、音楽・演劇・伝統芸能など優れた舞台芸術を鑑賞する機会や、日頃の文化活動の成果を発表する機会を提供し、子どもたちの文化活動の推進に努めます。

(学芸文化課)

学校における「一斉読書活動」等の推進や「学校図書館教育全体計画」等の作成促進、司書教諭や学校司書等の人材育成のための研修会等の開催、

市町に対する学校司書等の配置の働きかけなどを行い、学校図書館の一層の機能向上を図ります。

(生涯学習課)

読書関係者の研修会を通じて、読み聞かせや家庭読書等の啓発に努め、家庭・地域・学校等、社会全体での子どもの読書活動の推進を図ります。

(生涯学習課)

【数値目標】2-1-4(2)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
児童生徒の不読者率(1か月に本を1冊も読まなかった者の割合)	H30	小 0.1% 中 0.1% 高 11.9%	毎年	小 1%以下を維持 中 1%以下を維持 高 12%以下を維持

(3) 健やかな体の育成

【現状と課題】2-1-4(3)

子どもの体力の低下や、運動をする子としない子の二極化傾向などの問題が指摘されており、学校体育の果たす役割や指導の在り方等を検討・改善していくことはますます重要となっています。

学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後も、学校体育はもとより、学校・地域・家庭が一体となって、さらに子どもの体力や健康について考えていくことが重要です。

子どもたちに運動の楽しさや必要性を理解させ、自ら、生涯にわたって運動を継続し、体力の向上や健康の保持増進を図っていく資質や能力の育成に努めていくことが必要です。

多様化した児童生徒の健康課題を解決するためには、学校・家庭・地域の協力が不可欠であるため、学校保健委員会 の設置が進められてきました。学校保健委員会の年間の開催状況については、平成 30 年度は小学校で年間 2.8 回、中学校で年間 2.3 回、高等学校で年間 1.9 回、特別支援学校で年間 1.9 回となっています。児童生徒の心身の健康課題に組織的・効果的に取り組むため、学校保健委員会を活性化することが必要です。

【具体的施策】2-1-4(3)

子どもたちが運動を好きになり、生涯にわたって意欲的に運動に取り組む

ことができるような体育指導のあり方の研究や教員の指導力の向上に努めます。

(体育保健課)

子どもの体力の状況分析や体力向上に向けての方策等の検討を行い、各市町や学校における体力テスト結果の分析と活用を促進し、子どもたちの体力向上に関する意識を高め、体力向上に向けた各校の取組の活性化を目指し、体力向上プランを充実させ、体力の向上を図ります。

(体育保健課)

子どもたちの体力テストの結果を家庭に知らせ、生活習慣の見直しも含め各家庭で体力づくりに取り組めるように情報提供を行います。

(体育保健課)

児童生徒の現代的な健康課題であるアレルギー疾患や歯・口腔に関すること、性に関すること、望ましい生活習慣の習得などに組織的・効果的に取り組むため、学校保健委員会を活性化することが必要であり、年間で複数回の学校保健委員会を開催するよう啓発に努めます。

(体育保健課)

【数値目標】2-1-4(3)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力テスト結果が全国平均と同レベル(-)もしくは上回る()種目	H30	17 種目	R5	34 (全) 種目
「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」児童生徒の割合	H30	90.6%	R5	90%以上を維持
「体育の授業が楽しい」という児童生徒の割合	H30	90.9%	R5	95%以上

(4) 信頼される学校づくり

【現状と課題】2-1-4(4)

グローバル化や情報化の急速な進展により、社会が著しく変化する中で、生徒・保護者の多様な教育的ニーズに適切に対応するため、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とする「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、専門学科の改編などの高等学校教育の改革に取り組んでいます。一方、少子化の進行、技術革新や高度情報化、グロー

バル化の進展などにより、社会環境が急速に変化する中であっても、主体的に変化に向き合い、多様な人々と協働して新たな価値が創造できる力を育成するための高等学校の制度改革や教育内容の改善を図る必要があります。本県の中学校卒業生数の減少は今後も長期的に続くことが予想されており、高等学校の小規模化が進む中で、学校の機能と教育水準の維持向上が図られるような工夫や、各学校の魅力づくりを一層推進する必要があります。

学校施設は、学習・生活の場として児童生徒の人命を守るとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、学校の耐震化などその安全性の確保は極めて重要となっています。

多様化する社会状況の変化や学校現場の諸課題へ対応するため、教職員が社会から尊敬・信頼を受け、困難な課題に対応できる実践的指導力を備えているなど、資質能力の向上が求められています。そのため、学校教育の直接の担い手である教職員一人ひとりの実績や能力等を適正に評価し、研修や人事配置等に適切に反映させることによって、教職員の更なる意識改革と資質能力の向上につなげていくことが必要です。

学校運営に対する保護者や地域住民等の参画意識の高まりに伴い、学校がその教育活動の成果を検証し、自ら必要な改善を図るとともに、保護者等に対する説明責任をしっかりと果たすことがますます重要になっています。

学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域と連携した学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要があります。

教員の長時間労働など、教職に対するマイナスなイメージが先行する中、教職員の労働環境改善、教職の魅力発信、人材の確保等を一体的に進めていく必要があります。

【具体的施策】2-1-4(4)

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする、「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、生徒が「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」や「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」を身に付けることを目指した教育制度の改革や適正配置等に取り組み、活力と魅力に溢れた県立高等学校づくりを推進します。

(高校教育課)

教員が子どもたちの成長のために全力で職務に取り組むことができるよう、民間や地域の方々の理解と協力を得ながら、分業化を進めるなど教員の職場環境を改善するための取組を推進します。併せて、教職の魅力発信やマッチングシステム構築などにより、教員のなり手不足を解消し、学校教育

の充実を図ります。

(義務教育課)

高等学校が持続的な地域創生の核としての意識を持って、市町と連携した県立高校の魅力化を推進します。

(高校教育課)

児童、生徒に安全な教育環境を提供するため、私立幼稚園、保育所、私立小・中・高等学校については、令和 7 年度末までに学校施設の耐震化の完了を目指します。また、市町立学校については、今後一層進行する校舎や体育館など学校施設の老朽化に適切に対応していくため、設置者である市町に対し、国の補助制度や有利な財政措置について周知するなど、県・市町が連携・協力を図りながら取り組みます。

(学事振興課、こども未来課、教育環境整備課)

「長崎県教員等としての資質向上に関する指標」とそれを踏まえた教職員研修計画に基づき、教職員のキャリアステージに応じた研修を引き続き実施し、教職員としての倫理観と使命感・責任感の育成と、専門職としての高度な知識・技能を身に付けた指導力のある教職員の育成に努めます。また、管理職研修の充実により、管理職の更なる資質能力の向上に努めます。併せて、人事評価制度により教職員の実績や能力等を適正に評価し、特色ある学校づくりのための適材適所の人事配置に活用します。

(高校教育課)

学校評価の妥当性や信頼性等の向上に努め、評価結果を学校運営の充実・改善に活用する取組を一層推進するとともに、学校の教育目標や重点課題、教育活動の実践成果等を情報発信し、家庭や地域との連携を深めます。

(義務教育課、高校教育課)

各学校の実態に応じて策定した安全管理マニュアル、学校安全計画に基づき、継続的な学校の安全管理体制の充実を図るとともに、教職員対象の学校安全教室推進研修会を開催し、教職員の資質向上に努めます。

(児童生徒支援課)

定期的に通学路の安全点検を実施し、PTA や地域ボランティア、警察等の関係機関と連携した見守り体制を強化するとともに、通学路安全マップの作成等、児童生徒に危険箇所を具体的に把握させることにより、交通事故や不審者から守ります。

【2-1-4(4)、5-2-1 掲載】(児童生徒支援課)

教育施策や学校の取組などを、SNS や各種メディアを通して積極的に発信していきます。

(教育政策課)

【数値目標】2-1-4(4)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
私立幼稚園・私立保育所・幼保連携型認定こども園の耐震化率	R1	89%	R6	100%
私立小・中・高等学校の耐震化率	R1	85.8%	R6	97%

(5) 私立学校教育の振興

【現状と課題】2-1-4(5)

少子化に伴う児童生徒数の減少により、私立学校や私立幼稚園を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。それぞれの私立学校（園）が、その建学の精神に基づき、社会の変化や県民のニーズに合わせて他校（園）にない特色・魅力を築いていくための支援を続けていく必要があります。

【具体的施策】2-1-4(5)

私立学校（園）における教育の振興を図るため、学校の経常的経費を助成します。また、国として教育費の無償化が低所得世帯を中心に実現されますが、県としては保護者負担の軽減を図るため、授業料の減免、通学費補助などの助成制度を実施します。

（学事振興課、こども未来課）

私立学校へのスクールカウンセラー 及びスクールソーシャルワーカー 配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【2-1-4(5)、2-1-5(6)、4-1-1 掲載】(学事振興課)

私立学校の活性化事業に対し助成し、魅力ある学校づくりを支援します。

（学事振興課）

5 未来の親・未来を担う人材の育成

(1) 子育ての楽しさと意義に関する教育・広報・啓発

【現状と課題】2-1-5(1)

中学校学習指導要領においては、少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応するため、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験が重視されており、「幼児と触れ合うなどの体験を通し

て、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること」が必修の指導項目として示されています。

高等学校学習指導要領においては、教科「家庭科」で重視された内容の一つに少子高齢化への対応があります。乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもの育つ環境について理解させ、子どもを生み育てることの意義を考えさせるとともに、子どもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割について認識させるようになっています。

結婚や出産は個人の決定に基づくものであることはいうまでもありませんが、若い世代が結婚、妊娠、出産、子育てなどの暮らしと仕事の将来像を適切に設計できるよう、必要な知識習得や体験の機会を提供する必要があります。

【具体的施策】2-1-5(1)

中学校では、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解を深めさせるとともに、幼児と触れ合うなどの体験を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できる資質・能力が育つ学習活動を推進します。

(義務教育課)

高等学校では、学習指導要領に基づき、授業を中心に学校家庭クラブ活動等との連携も図り、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児との触れ合いや交流をしたり、乳幼児をもつ親子との交流を通して、実践的・体験的な学習活動に取り組みます。

(高校教育課)

若い世代から妊娠・出産について正しい知識や仕事と生活の調和 について普及・啓発するとともに、明るい子育てをしている家族について広く紹介するなど、子育ての楽しさや意義を感じてもらえるような取組を進めます。

(こども未来課)

(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進

【現状と課題】2-1-5(2)

男女共同参画社会基本法施行後、地域における男女共同参画推進の取組は着実に進められていますが、

- ・ 未だ固定的な性別役割分担意識が根強い
- ・ 地域の課題解決に男女共同参画の視点が十分に活かされていない
- ・ 地域活動の参加について性別、世代に偏りがある
- ・ 女性が実際に活躍できる場が乏しい

など、男女共同参画が必ずしも順調に進んでいない状況も見られます。

【具体的施策】 2-1-5(2)

本県における男女共同参画を推進するための基本的な指針となる長崎県男女共同参画基本計画に基づき、意識啓発や男女がともに働きやすい環境づくりなどに取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。

(男女参画・女性活躍推進室)

(3) 子ども・若者の社会参加・社会貢献活動の推進**【現状と課題】 2-1-5(3)**

子ども・若者が社会の一員として大切にされるとともに、自立をはぐくむためには、子ども・若者の意見や意思を尊重するような取組を進める必要があります。

ボランティア活動は、子どもたちが社会との関わりを考え、共に助け合って生きる喜びを体得するなど、社会奉仕の精神を養うことのできる貴重な機会です。各小・中学校には、そのための活動の場・時間の確保が求められます。

【具体的施策】 2-1-5(3)

子ども・若者の育成支援にかかる施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子ども・若者の意見が反映されるよう、子ども・若者の意見表明機会の確保に努めます。

(こども未来課)

小・中学校では、総合的な学習の時間や学校行事等において地域の特色を生かしたボランティア活動の取組を推進します。

(義務教育課)

長崎県社会福祉協議会等と連携し、子ども・若者に、NPOや福祉施設でのボランティア活動体験の機会を提供することにより、広く県民のボランティア活動への参加を促します。

(県民生活環境課)

(4) キャリア教育・職業教育の推進**【現状と課題】 2-1-5(4)**

子どもたちが将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、学校から社会への接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育む必要があります。

本県では、自ら将来に夢や憧れを抱き、学ぶ目的や喜びを自覚しながら志の実現に向け、努力する態度や望ましい勤労観・職業観や、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するために、発達段階に応じたキャリア教育を推進しています。

【具体的施策】2-1-5(4)

ふるさとに愛着と誇りを持ち、将来「ふるさとの未来を担う人材」を育成するため、「地域の魅力を心と記憶に刻む」、「地域の産業や人材と出会う」を大きな柱としながら小中高一体となったふるさと教育を推進し、系統的なふるさと教育のカリキュラム、体制づくりの開発・普及に取り組みます。
(義務教育課)

小・中学校では、学校における学びと実社会との関わりを大切にし、児童生徒に望ましい職業観や勤労観を育成するため、職場見学や職場体験の内容の工夫・充実を図ります。
(義務教育課)

産業経済の著しい変化に即応するため、関係部局や専門学校等との連携や企業・研究機関等からの講師招へいにより、予測困難な社会の変化に対応できる人材の育成と教職員の指導力向上を図ります。また、生徒が目的意識を持って意欲的に学習に取り組むよう、資格や技能検定等の取得や地域との連携を更に深め、地域産業の活性化につながる地域の特性を生かした産業教育の充実を図るとともに、各種コンテスト等において全国レベルの高い成果を目指します。
(高校教育課)

生徒・保護者向けの企業説明会や企業見学会を実施し、県内企業に対する理解を図るとともに、就職時のミスマッチや離職防止に向けた取組を通して県内定着を支援します。また、関係機関と連携して、インターンシップ受入企業を拡充し、全日制課程の高等学校に対しインターンシップの一層の導入を推進し、自己の将来像を明確にさせ、進路選択にあたっての職業観や日常の学習に対する興味・関心を喚起します。
(高校教育課)

(5) 若者の就業支援

【現状と課題】2-1-5(5)

令和元年度の県内の経済情勢は緩やかな回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年2月以降、厳しい雇用情勢が続いています。

新規高卒者については、求人倍率 1.59 倍(全国平均 2.78 倍)で過去最高となるなど人手不足感の強い状態が続いています。

長崎・佐世保の県立高等技術専門校では、新規高卒者を中心に県内企業が求める「ものづくり人材」の育成を行っておりますが、産業技術の進展や地場企業のニーズ変化に対応する必要があります。

【具体的施策】2-1-5(5)

長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワークなどの就業支援施設において、個別カウンセリングや、各種セミナー、職場体験等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【2-1-5(5)、3-3 掲載】(未来人材課、雇用労働政策課)

県立高等技術専門校では、地域の実情に応じた職業能力開発を推進するため、企業訪問によるニーズ把握を行うことなどにより、訓練内容の充実を進め、本県産業界を支える職業人として必要な技術・技能や知識についてしっかりとした基礎ができた若手人材の育成を推進します。

(雇用労働政策課)

【数値目標】2-1-5(5)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
県内高校生の県内就職率	H30	61.1%	R6	67.5%

(6) 困難を抱える子ども・若者の支援

【現状と課題】2-1-5(6)

不登校、ひきこもり、ニートなど、子ども・若者の抱える諸課題は社会問題化し、深刻化しています。多様化、複雑化する子ども・若者の問題に対応するためには、教育・医療・保健・福祉・就労などの関係機関・団体等が連携して支援に取り組む必要があります。

「ひきこもり」は、特定の病名や症状ではなく、様々な要因によって社会的な参加の場が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている「状態」です。平成28年内閣府調査によるとひきこもり状態にある15～39歳の若者は全国に54.1万人、その結果から本県においても、約5,000人いると推計されています。このことから、ひきこもり本人や家族への相談支援体制の整備や、支援機関の連携強化などの支援の充実強化が必要です。

高等学校において、「学校生活・学業不適應」「進路変更」等の理由による中途退学者数は、重要な教育課題の一つとなっています。

公立高等学校の中途退学の理由は進路変更が最も多いため、中学生に対する高等学校の情報提供や高等学校入学後のカウンセリング、進路指導の充実等を推進しています。

公立学校においては、不登校児童生徒や暴力件数は増加傾向にあり、一人一人の社会的自立や規範意識の育成に向けての取組を充実させる必要があります。

私立高等学校においても、学校生活への不適應や学業不振、進路変更を理由とする中途退学が全体の約 8 割を占めており、きめ細かな対応が求められています。

障害のある子どもが、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、職業的な自立を果たしていくことが重要です。障害者を取り巻く雇用環境は、令和元年度の障害者の就職件数と就職率が過去最高となるなど、年々改善されていますが、令和元年 6 月時点で雇用義務のある県内企業の約 4 割が法定雇用率未達成であるなど、未だ厳しい側面もあります。また、自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があります。一般就労への移行支援とともに、事業所等で障害者に支払われる工賃水準を引き上げることが重要となっています。

【具体的施策】2-1-5(6)

不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに対応する「長崎県子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）」において総合的に相談を受け付けるとともに、関係機関等と連携を図り支援を行います。

（こども未来課）

NPO 等の民間団体が行う困難を抱える子ども・若者を地域で支援する機運を高めるとともに、子ども・若者の社会的自立を促します。

（こども未来課）

いじめや不登校 などをはじめとする児童生徒の問題行動等への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進します。

【2-1-5(6)、4-1-1 掲載】(児童生徒支援課)

「地域若者サポートステーション」を核として、ニート等の若者を総合的、継続的に支援できる若者支援機関のネットワークを構築するとともに、「地域若者サポートステーション」事業を通じて、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。

（雇用労働政策課）

ひきこもり 本人やその家族を対象にした家族教室の実施や、民間や行政の支援機関による連携会議の開催などにより、相談支援体制の充実強化を図

ることで、家族の心の安定と本人の自立を促進します。

(障害福祉課)

中学校における職場体験や進路指導などのキャリア教育を一層充実させるほか、高等学校においては、教育相談の充実やわかる授業の確立に努めます。また、やむを得ず中途退学に至る生徒に対しては、県教委が作成している「明日に向かって」等を利用して、退学後の就職や将来の生活設計について、きめ細かな相談を行います。このほか、地域若者サポートステーションやフレッシュワークなどの役割を十分に学校に知らせるとともに、「学び直し」の機会の情報提供を行い、中途退学者を支援します。

(義務教育課、高校教育課)

問題行動の未然防止、早期発見・早期解消するための取組を推進するとともに、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣により教育相談体制の整備を図ります。

(児童生徒支援課)

私立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【2-1-4(5)、2-1-5(6)、4-1-1 掲載】(学事振興課)

特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育を積極的に推進するとともに、スポーツのイベントや体験活動を通して関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

【2-1-5(6)、4-2-1 掲載】(特別支援教育課)

一般就労が可能な障害者に対しては、ハローワークなどと連携して、雇用の場の拡大に努めるとともに、企業側の障害者雇用への理解促進を図ります。また、一般就労が困難な障害者に対しては、福祉的就労の場等において、授産商品の受注の拡大や販路開拓、商品開発など、工賃を増加するための支援を行います。

(障害福祉課、雇用労働政策課)

【数値目標】2-1-5(6)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
子ども・若者総合相談センターにおける支援機関とのマッチング割合	H30	71.1%	毎年	70%以上を維持
障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	R1	17,664 円	R6	21,000 円

6 子育てにかかる経済的支援

【現状と課題】2-1-6

子育て家庭の教育費など、経済的負担感が大きくなっており、教育格差の固定化解消等の必要性が指摘されています。このため、全ての子どもたちが安心して医療・教育などが受けられるよう、支援が必要です。

【具体的施策】2-1-6

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校を卒業するまでの子どもに児童手当を支給します。
(こども家庭課)

就学前のすべての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成及び高校生世代を対象とした子どもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。
【2-1-6、2-2-2 掲載】(こども家庭課)

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。
【2-1-6、4-3-5 掲載】(こども家庭課)

ひとり親家庭などの放課後児童クラブの利用について、利用料の助成を行います。
【2-1-6、4-3-5 掲載】(こども未来課)

精神または身体に障害がある満 20 歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当を支給します。
【2-1-6、4-2-1 掲載】(こども家庭課)

義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部が市町から支給されます。
(義務教育課)

特別支援学校への就学に要する保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の経済的能力に応じて、就学に必要な経費の全部または一部を支給します。
(教育環境整備課)

すべての高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、家庭の状況に応じて、高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する就学支援金や奨学のための給付金を支給します。また、生活が著しく困窮している生徒の授業料の軽減を行う私立高等学校等に対し助成を行い、家庭の

教育費負担を軽減します。

(学事振興課、教育環境整備課)

向学心に富み、優れた資質を持ちながら経済的理由により大学及び高等学校等への修学が困難な者に対し学資の貸与をしている(公財)長崎県育英会へ助成を行います。このほか、遠距離通学費補助事業、定時制・通信制課程修学奨励事業、離島高校生修学支援事業を実施することで修学支援の充実に努めます。

(教育環境整備課)

第 2 節 子どもの健やかな育ちへの支援

1 乳幼児の事故の防止

【現状と課題】 2-2-1

我が国の乳幼児の不慮の事故による死亡率は高く 1～4 歳児の死因の第 1 位（平成 28 年度）となっているため、乳幼児の事故防止については、あらゆる機会をとおして、啓発・周知等に努めていく必要があります。

【具体的施策】 2-2-1

誤飲、転落、転倒、やけど等の乳幼児の事故の大部分は予防が可能であることから、小児の発達段階に応じた具体的な事故防止方法について、家庭や施設の関係者への情報や学習機会の提供等を行います。

（こども家庭課）

幼稚園、保育所等に対し、研修会の開催等により、乳幼児の事故防止、安全管理に関する普及、啓発を図ります。

（こども未来課）

【数値目標】 2-2-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
保育施設における死亡事故発生件数	H30	0 件	毎年	0 件

2 小児保健医療等の充実

【現状と課題】 2-2-2

本県の小児救急医療は、休日・夜間急患センター及び在宅当番医制で初期救急に対応し、入院を要する二次（三次）救急は、24 時間体制で対応が可能な長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター、長崎医療センター及び佐世保市総合医療センターが、広域にわたって患者を受け入れるとともに、病院群輪番制や小児科医のオンコールによって対応しています。しかし、小児科医師及び小児科医療機関の数は、地域によって偏りがあり、不足している地域においては、小児救急医療体制の確保が困難な状況です。また、休日・夜間に二次救急医療機関を受診する小児患者の多くは、入院を要しない軽症患者であり、症状に応じた適切な受診を促すことが必要です。

本県の子どものむし歯の状況は各種歯科保健活動により年々改善していますが、いまだ全国的には低位であります。全身の健康づくりの基本となる

口の健康づくりの推進のため、歯科健診による早期発見・早期治療とともに、食生活の改善や基本的な生活習慣の定着、フッ化物応用（フッ化物塗布やフッ化物洗口など）による予防が大切です。

乳幼児医療費の助成制度については、平成 17 年 10 月から、助成対象年齢を就学前のすべての子どもたちに拡大し、子育て世帯への支援の充実を図っています。

小児慢性疾患のうち、悪性新生物など特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になります。県においては、国が定める 16 種の疾患群について、医療費の公費負担を実施しています。また、公費負担の対象となる児童に対して、車イスなどの日常生活用具の給付も行っています。

【具体的施策】2-2-2

地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備・充実について、関係機関と検討を進めるとともに、小児救急医師の養成・確保や施設整備等の必要な支援を行っていきます。

（医療政策課）

安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、症状に応じた適切な医療機関受診を促すため、「長崎県小児救急電話相談センター」の利用促進や体制充実に努めます。

（医療政策課）

望ましい食習慣と歯みがき習慣の確立のための指導とともに、地域全体の子どもたちへの効果的なむし歯予防対策として、フッ化物洗口の推進に取り組めます。

（学事振興課、国保・健康増進課、こども未来課、こども家庭課、体育保健課）

就学前のすべての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成及び高校生世代を対象とした子どもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。

【2-1-6、2-2-2 掲載】（こども家庭課）

治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性疾患の子どもについては、医療費の助成や利用者の環境等に応じた支援を行うとともに、市町と連携して日常生活用具の給付を行います。

（こども家庭課）

3 思春期保健対策の充実

【現状と課題】2-2-3

性意識や性行動が開放的になり、性情報の氾濫、営利を目的にした性的行為の露骨な表現などが、日常的に児童生徒の生活の中に入り込んできているため、児童生徒に対して、性に関する正確な知識を習得させるとともに、適切な行動ができるよう指導する必要があります。また、結婚や出産は、個人の自由な選択という前提のもと、妊娠・出産には、適した時期があること等の医学的・科学的に正しい知識を理解させたうえで、自分の将来を考えさせる教育の普及が大切です。このため、学校保健委員会等を通じた適正な情報の収集や提供、学校現場において地域の医師・助産師による専門的な支援ができるよう関係機関や関係者の連携、教職員等への研修機会を設けるなどの取組を行っていく必要があります。

児童生徒による薬物乱用防止については、街頭における広報啓発活動や指導者育成の研修会など種々の取組を行っています。学校においては、薬物乱用防止教室を開催することで薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上が図られ、一定の成果が見られます。その一方で、大麻容認や危険ドラッグ等、新たな乱用薬物の蔓延が見られ、また、情報通信技術の進歩に伴いインターネット等で不正薬物を容易に入手できる環境にあり、憂慮すべき状況にあります。今後も関係機関が連携して、薬物乱用の根絶に向けた児童生徒への取組の一層の充実が必要です。

思春期の子どもたちが、心身についての正確な情報を入手し、自ら健康管理ができるように、健康教育の充実を図る必要があります。

喫煙が及ぼす健康被害が社会的に認知された結果、成人男性の喫煙率は低下しましたが、成人女性は喫煙率が減少したものの横ばいとなっています。特に20歳から40歳の女性の喫煙は次世代の健康の観点からも問題であり、妊娠時の母子共への健康被害もあるため、成人期の喫煙につながるまいよう、思春期から心身に及ぼす健康被害への正しい知識を普及啓発していく必要があります。

【具体的施策】2-2-3

発達段階に応じて、性に関する健全な意識の涵養や、「妊娠・出産に関する正しい知識を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育」の普及を図るため、性に関する教育の充実を図ります。また、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法等についての研修会を開催します。

(体育保健課)

薬物乱用防止教育を推進するため、教職員や外部講師となる薬剤師等に対して研修会を開催し、薬物乱用防止の普及啓発を図ります。

(体育保健課)

学校で実施されている薬物乱用防止教育の充実を支援するとともに、講師となる薬物乱用防止指導員(約 400 人)を対象とした研修会を開催し、講話や意見交換を行っています。また、各種啓発資材の充実を図り活用することにより、地域における児童生徒への薬物根絶意識の醸成と乱用の未然防止に努めます。

(薬務行政室)

県立保健所と学校、地域の医療関係者(医師、歯科医師、歯科衛生士、助産師、薬剤師など)が連携し、思春期の子どもたちが直面する性や薬物、喫煙などをテーマに、学校で健康教育を実施し、子どもたちが正しい知識を身につけ、自らの健康を管理できるよう普及啓発に努めます。

(こども家庭課)

県立保健所では、思春期の子どもや保護者からの心や身体の問題について、相談支援を行います。

(こども家庭課)

喫煙が心身に及ぼす健康被害について、地域や学校・家庭等での普及啓発を推進します。

(国保・健康増進課)

大きな問題になりつつあるネット依存の危険性や防止策などについて、メディア安全講習会を通じて、家庭や学校などでの普及啓発に努めます。

(こども未来課)

【数値目標】 2-2-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育を充実させる研修会の理解度	R1	97%	毎年	97%以上
教職員等に対する薬物乱用防止教育に関する研修会参加人数	H30	260人	毎年	260人以上を維持

4 食育の推進

【現状と課題】2-2-4

食育とは、生きるうえでの基本となる「食」についての知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を送ることができる人を育てることです。特に子どもにとって食育は、健全な心や身体、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものです。しかし、近年、ライフスタイル等の変化により、家族で食卓を囲む機会が減少し、家庭での食育機能は低下しています。さらに食の海外への依存による食料自給率の低下、肥満や生活習慣病の増加、食の安全に対する不信感の増大、多くの食品ロスの発生など、食をめぐる様々な問題があります。

子どもの健やかな心身の育成や、やがて次世代を育む親を育成する意味においても食育は不可欠であり、また、毎日なにげなく食べている物が生産者等多くの人に支えられていることを実感するといった思いや意識が、食に関わる課題の解決にもつながっていきます。食育に対する理解と取組を推し進めるために、関係部署との連携、情報の共有、行政と食育関係団体との連携が重要です。

保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園 においては、平成 30 年 4 月より適用されている改訂「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に「食育の推進」が位置づけられ、各園の創意工夫のもとに食育計画を策定し食育推進が図られています。今後も、食物アレルギー対応など個別支援も含め、ますます保育所、幼稚園での食事の提供を含む食育の計画に基づいた食育推進が求められています。

学校における食育推進については、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題への適切な対応や、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めることが求められています。子どもたちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などを改善できるよう、学校と家庭の連携による食育を一層推進していく必要があります。

学校給食法の改正（平成 20 年 6 月 11 日成立）以降、学校給食における地場産物の活用が推進されており、本県では、毎年 6 月、11 月に「地場産物使用推進週間」を設定し、郷土料理をメニューに取り入れたり、親子料理教室を開催するなど、各学校の特色を生かした取組を実施しています。

一人あたりの魚介類摂取量の減少に歯止めをかけるには、子供たちに魚の良さ、おいしさを伝える活動が重要になっています。

【具体的施策】2-2-4

長崎県食育推進計画に基づき、庁内各関係課を始め、市町や関係団体との相互連携を図り、食育を県民運動として展開します。

(食品安全・消費生活課)

食育に関する情報提供や食育推進活動団体等の活動紹介及び表彰を行うなど、食育推進の環境整備を図ります。

(食品安全・消費生活課)

市町及び長崎県栄養士会をはじめとする関係団体と連携し、ボランティア(食生活改善推進員)と協働しながら、親世代に食に関する正しい知識や情報を提供します。

(国保・健康増進課)

保育所、幼稚園、認定こども園の食育計画に基づく食育推進や給食に関する指導・助言等を行います。

(こども未来課)

各学校が作成する学校教育目標や重点努力事項などと食育を関連づけて、食育に組織的に取り組むよう、児童生徒や地域の実態に応じた食育指導を計画的に推進します。また、栄養教諭等の専門的知識・技能の向上のために、各種研修や研究協議を実施します。

(義務教育課)

学校給食における「地場産物使用推進週間」の実施、「郷土料理と地場産物を使った学校給食」(地場産物を活用した料理集)の活用などによる啓発に加え、地場産物を活用し生きた教材となる学校給食の推進を図ります。

(体育保健課)

魚食普及推進のための学校や公民館などでの調理実習会等について引き続き支援を行います。

(水産加工流通課)

【数値目標】2-2-4

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
校内に食育推進を位置づけている学校の割合	H29	78.1%	R5	100%

5 ヤングケアラーに対する支援の強化

【現状と課題】2-2-5

少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、ケアラーに関する社会問題が顕在化しています。特に、ヤングケアラーは、家族の介護等により、年齢や成長の度合いに見合わない負担が生じ、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があります。また、本人や家族に自覚がないなどの理由から支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

ヤングケアラーの支援体制を強化するためには、県民等が問題を理解し、ヤングケアラーが孤立しないよう地域全体で支える機運を醸成していくことや、児童、教育など関係する庁内部局で連携するとともに、市町、関係機関・団体等の協力のもと、支援施策を推進する体制を構築することが重要です。

本県では、ヤングケアラーを含むケアラー支援に関し、令和4年10月に「長崎県ケアラー支援条例」が制定されました（令和5年4月施行）。同条例では、県の責務として、「ケアラーに関する介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等の制度間の調整を図りつつ、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」ことが規定されています。

【具体的施策】2-2-5

支援を必要としているヤングケアラーの早期発見や適切な支援につなげる施策を検討するため、ヤングケアラー本人が抱えている悩みのほか、関係機関における取組状況などの実態調査を行います。

（こども家庭課）

長崎県ケアラー支援条例に基づき、有識者や当事者の意見を聞きながら、施策を総合的かつ計画的に実施するための「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、今後の県のヤングケアラー支援に関する基本方針と具体的施策を定めます。

（長寿社会課、こども家庭課）

県民にヤングケアラーに対する理解を深めていただくとともに、地域で支えていく仕組みを構築し、「長崎県ケアラー支援推進計画」に沿って、広報啓発、支援を担う人材の育成、連携協力体制の整備、民間支援団体による支援等に取り組みます。

（長寿社会課、こども家庭課）

第 3 節 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成

1 家庭教育 への支援の充実

【現状と課題】 2-3-1

子どもの生活習慣は、学習意欲や体力、豊かな情操や倫理観など心の発達に大きな影響を与えます。保護者が家庭教育の重要性を理解し、子どもの教育に対する責任を果たすことができるよう、関係機関等が連携して、幼児期からの望ましい生活習慣の定着を図っていく必要があります。

本県で策定した親育ちプログラム「ながさきファミリープログラム」について、ファシリテーターの養成が全市町で終了したところであり、今後、地域で多くの保護者がプログラムに参加できる機会をつくることが求められています。

共働き世帯の増加や価値観の多様化が進み、地域における人と人とのつながりが希薄化している中、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えてきています。保護者の「学び」と「つながり」の場を提供するために、家庭教育支援の充実やPTA活動の活性化が求められています。

【具体的施策】 2-3-1

ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2掲載】(こども未来課)

保育所・幼稚園や学校などと連携し、就学前から児童生徒期を通じて「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。また、子育て支援者を対象とした研修会の開催や保護者への幼児健診時の指導により、基本的な生活習慣の確立の重要性を啓発します。

(こども未来課)

子育ての不安や悩みを、参加者同士が話し合いながら楽しく学ぶ講座「ながさきファミリープログラム」を県内に普及させます。また、県が認定した家庭教育アドバイザーによる家庭教育講座も推奨し、保護者の学びの場を支援します。

(生涯学習課)

学校単位のPTA役員を対象とした研修会をはじめ、県内各地で開催されるPTA研修会において、子育てや望ましい生活習慣の定着等の研究協議や講話等を行い、PTA活動を通じた家庭教育の支援を図ります。PTA活動充実のための「PTAなび」等の資料や、子育てに不安や悩みを抱える保護者を支援するためのリーフレットを作成・配布し活用するこ

とで、家庭が抱える課題への支援を図っていきます。

(生涯学習課)

【数値目標】2-3-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
「ながさきファミリープログラム」を地域で実施する市町の数	H30	19 市町	R5	21 市町
ながさきファミリープログラムの参加者の満足度	H30	90.0%	毎年	90%以上を維持

2 地域の教育力・養育力の向上

(1) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】2-3-2(1)

少子化、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化により、家庭や地域の教育力の低下が憂慮される中、子どもの健全育成のためには、学校・家庭・地域の三者が相互に連携・協働し、子どもたちを見守る取組を進めていくことが重要です。

子育て中の親が、孤立することなく、身近なところで子育ての喜びや悩みを語り合える仲間づくりを行うため、交流の場を提供していく必要があります。

道徳教育の推進や「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等の取組の結果、本県の児童生徒の規範意識は向上しています。今後も継続して、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割をしっかりと果たしながら、相互の連携を深め、「地域の子どもは地域の大人が育てる」といった観点から具体的な取組を推進していく必要があります。

地域社会における人づくり、絆づくり、地域づくりを進めていく上で、社会教育が果たす役割は、非常に大きく、社会教育主事をはじめとする社会教育の専門職員の育成・配置や社会教育の中核施設であり、地域の学習拠点としての機能を有する公民館の活性化を図る必要があります。

子育てを支援する企業・店舗を子育て協賛企業として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、社会全体で子育て家庭の支援を行う機運の醸成を図っています。

【具体的施策】2-3-2(1)

ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2 掲載】(こども未来課)

子育て家庭の交流、育児に関する相談、子育てサークルの支援などを行う「地域子育て支援拠点」については、職員の資質向上のための研修会を実施します。また、子育て家庭に対して支援制度の情報提供を行う「利用者支援事業」や、地域の多様な世代・団体との協働による親子の育ちを支援したり、訪問支援等を行ったりする「地域支援事業」の取り組みを促進し、その機能の強化に努めます。

【2-1-1、2-3-2(1)掲載】(こども未来課)

幼稚園、保育所、認定こども園の専門性を活用し、民生委員児童委員や地域の関係機関と連携・協力して、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育て支援の取組を推進します。

(こども未来課)

自治会、子ども会、地域婦人会、老人クラブ、NPOなどの団体による子どもを見守る活動や子育て支援の取組を促進します。

(長寿社会課、こども未来課、生涯学習課)

インターネット等を利用して、育児、発育等に関する情報や地域の子育て支援のサービス、子育てサークル、子育てを応援する企業・店舗の情報等をわかりやすく発信します。

(こども未来課)

県民ボランティア活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア活動に関する情報の収集・提供、相談への助言・支援を行うとともに、ネットワークづくりのきっかけとなるNPOなどの相互交流・連携の支援を行います。

(県民生活環境課)

地域学校協働活動の充実・強化を図っていくために、市町教育委員会担当者や地域学校協働活動関係者等に対して研修会を実施するとともに、核となる学校・地域コーディネーター等を養成し、学校・家庭・地域の三者が円滑に連携できるような体制づくりを促進します。また、市町教育委員会及び学校への訪問を行い、地域学校協働活動の活性化について、助言をしたり、県内の好事例をホームページに掲載し情報発信したりする等、地域学校協働活動の推進に努めていきます。

(生涯学習課)

すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観や子どもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を継続実施し、命を大切に作る心や思いやりの心とあこがれや将来への志を持ち、規範意識の高い「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。また、「長崎っ子さわやか運動」の充実を図り、学校・家庭・地域がともに道德教育に取り組む教育環境づくりを推進するとともに、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など公共の精神を育成します。

【2-3-2(1)、4-1-1 掲載】(児童生徒支援課)

地域住民の活動拠点である公民館の活性化を図るため、講座の充実を図るとともに学びの成果が地域に活かされるよう、各市町教育委員会や各公民館を支援していきます。また、社会教育関係者については、資質向上を図るため、各種研修会や県社会教育研究大会・県公民館大会等を充実させながら参加者の満足度を高めるとともに、市町職員、教職員の社会教育主事資格取得を促進し、ネットワークの構築を図っていきます。

(生涯学習課)

(2) 地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の充実

【現状と課題】2-3-2(2)

地域の教育力(養育力)を向上させるため、地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の提供、世代間交流の推進、地域のスポーツ環境づくり等を行っていますが、引き続き充実した取組が求められています。

【具体的施策】2-3-2(2)

環境教育は、単なる知識の習得にとどまらず、環境を大切に作る心をはぐくむことも重要です。身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成するため、ESD(持続可能な開発のための教育)やSDGs(持続可能な開発目標)などの新しい考え方を踏まえながら、学校、家庭・地域、事業者等と連携し、環境保全活動の取組例などの情報発信を行うとともに、環境アドバイザー等を活用した自然と直接触れ合う体験的な学習等を取り入れた環境教育を推進します。また、学校教育においては、児童生徒に対して環境保全や自然保護についての意識の高揚と実践力の育成に努めます。

(県民生活環境課、義務教育課、高校教育課)

県が育成した生ごみ減量化リーダーネットワークながさきの会員が主体となって、各地区の幼稚園・保育所、小学校等で生ごみ堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行い、子どもたちの環境保全意識の醸成を図ります。

(資源循環推進課)

地域の特徴的な自然や希少野生生物等を活用した環境学習等の実施及び生物多様性保全に関するさまざまな情報の提供により、自然環境保全の意識

の高揚に努めます。

(自然環境課)

本県の豊かな自然環境とふれあう場を提供することにより、エコツーリズムを推進します。

(自然環境課)

漁村地域において、ブルー・ツーリズムなどの体験活動等の機会を充実させるため、漁業者等が取り組む体験メニューづくりや施設整備等に対して支援を行います。

(漁政課)

水産業普及指導センターによる少年水産教室、市町や漁業関係者による体験活動などを通じて、漁業・養殖業の体験や魚料理教室などの機会を積極的に提供することにより、漁村地域における体験教育の充実を図るための支援を行います。

(水産経営課)

農山漁村地域における農泊の受入体制を強化するため、農林漁業体験指導を行うインストラクターの育成や農林漁業体験プログラム作成など実践組織の取組を支援します。

(農山村振興課)

いつでも、どこでも、だれでも、気軽に楽しくスポーツに親しめる環境づくりにより、スポーツを通じた県民の元気とまちの活力を創出するため、誰でも参加できる「ながさき県民総スポーツ祭」の開催や地域に根付いた「総合型地域スポーツクラブ」の認知度向上と育成・支援等に取り組み、地域スポーツの活性化に努めます。

(スポーツ振興課)

スポーツにより、子どもたちに夢や感動を与え、また、郷土愛を育むために、スポーツ合宿の誘致によるスポーツ交流の実施や国際大会等の誘致を行うとともに、プロスポーツクラブと連携して、子どもたちがスポーツに触れる機会の充実に努めます。

(スポーツ振興課)

学校行事の一環として長崎県美術館および長崎歴史文化博物館を利用するためのスクールプログラムを引き続き実施し、子どもたちが楽しく学べる場を提供します。また、学校への広報活動を展開するとともに、プログラムの具体的な活用方法の提案など、双方向的な調整を行うことで実効的な活動内容となるよう努め、利用者の増加に取り組みます。離島を含む遠隔地への対応として、テレビ会議システムを活用した遠隔授業を学校と連携して行います。

(文化振興・世界遺産課)

長崎県美術館および長崎歴史文化博物館において、ワークショップなどの体験を通して楽しく学べる場を提供するとともに、地元の大学やボランティアと連携を図り、活動内容を充実させるなど、多くの県民に親しんでいただけるよう努めます。

(文化振興・世界遺産課)

県内各地で展開する様々な公演・展覧会等において、親子で一緒に楽しめるようなプログラムの充実を図ります。

(文化振興・世界遺産課)

新幹線を今後、長く利用する子どもたちに対して、西九州新幹線を利用する機会を増やし、駅周辺のまちの変化や地域の時事問題等の理解促進を図ってまいります。

(新幹線対策課)

【数値目標】2-3-2(2)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
少年水産教室等の実施件数	H30	95 回	毎年	100 回
長崎県美術館のスクールプログラム利用団体数(県内分)	H26～ H30 の平均	283 団体	毎年	290 団体
長崎歴史文化博物館の学校向けプログラム参加団体数(県内分)	H26～ H30 の平均	221 団体	毎年	230 団体

(3) 社会教育における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】2-3-2(3)

子どもをはじめ県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、研修会や講座、イベントなど、あらゆる機会や場を通し、国、市町、関係団体等と連携して社会教育における人権教育・啓発を進めていますが、依然として、女性、子ども、高齢者、障害のある人への暴力や差別、被差別部落や外国人、性的少数者などに対する偏見や差別等の人権問題が生じています。

このため、学校における人権教育だけでなく、幼児から高齢者までを対象とした社会教育の場においても、身近な生活や社会における人権問題など、人権全般についての正しい理解、人権感覚の涵養を図っていくために、人権教育・啓発の内容のさらなる充実と強化の取組を進めていく必要があります。

【具体的施策】2-3-2(3)

社会教育関係者をはじめ、教職員、保護者、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等を対象に、社会人権・同和教育地区別研修会や中央研修会などの各種研修会や人権教育研究大会等を実施するとともに、内容の充実に努めます。

(人権・同和対策課)

地域や学校等で活動できる人権・同和教育指導者の育成や、地域における人権に関する事業等への指導者の参画を促進します。

(人権・同和対策課)

広く県民に対し、講演会やイベント、ホームページを通して、効果的な啓発を行うとともに、人権教育・啓発活動の拠点となる人権教育啓発センターにおいて、図書やビデオ、啓発資料、人権・研修相談対応などの充実に努めます。

(人権・同和対策課)

【数値目標】2-3-2(3)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
人権意識を持って生活している と思う人の割合	R2	78.7%	R6	83%